

## 短期契約の会計処理が 大幅に進展 IFRS 4 フェーズ II アップデート

IASB・FASB 合同会議 -2012年2月

Francesco Nagari

2012年3月6日



# 目次

- 直近の合同会議及びIASB単独会議での決定事項のハイライト
- 2月27日・28日に開催された会議におけるスタッフ提案とFASB・IASB両審議会の議論の詳細分析
- 今後の日程と次のステップのアップデート

# ハイライト – 2012年2月27・28日

## 保険料配分アプローチ (PAA)

### 適格性

- 両審議会は詳細な規準と実務上の簡便法についてのスタッフ提案に同意した。

### 許容か要求か

- IASBはPAAの適用が許容されるべきものであることに同意したが、FASBは適格性規準が満たされる場合にはPAAが要求されることに同意した。

### 残存カバーの測定

- 両審議会は、重要な財務要素を含む残存カバーに係る負債について割引と利息付加が要求されるのみであり、この場合でも財務要素が短期間に係るものである場合のみ認められる免除規定を設けることに同意した。

### 新契約費の測定

- 両審議会は、新契約費はビルディング・ブロック・アプローチ(BBA)を適用する場合と同じように測定されることに同意した。

### 新契約費の表示

- 両審議会は、新契約費をPAAの残存カバー負債あるいはBBAの残余(単一)マージンとネットして表示することにつき、ほぼ全員一致で支持することを示唆した。

## ハイライト – 2012年2月27・28日(続き)

### アンバンドリング

- 両審議会は、財又はサービスをアンバンドリングするため、収益認識基準における財又はサービスの「区別できる」性質に関する規準を修正することに同意した。

### 重要度の高い事象に係る負債の測定

- 両審議会は、IFRS 及び US GAAPにおける後発事象に係る原則への例外を設けるスタッフ提案に反対した。
- 報告日後にのみ利用可能となる、期待値に関する事後的な情報によって、事象(についての測定)を調整することはしない。

### 不利な契約 – 再測定

- 両審議会は、再測定が各報告日において要求されるべきであることに同意した。

### 不利な契約 – 識別と測定

- 両審議会は、不利な契約の識別・測定共に、負債の測定に適用されるのと同じベースによるべきであることに同意した。

### 裁量権のある有配当性(DPF)を有する金融商品

- IASB単独会議でIASBは、これらの金融商品のうち特定のテスト（EDとは異なるものになる）を満たすものについて保険契約基準の範囲内に含めることに同意した。

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面3E, 3F, 3H, 3I – 保険料配分アプローチ (PAA) – 適格性

### 背景

- IASBのスタッフは1月の提案を修正し、「合理的な概算値」の原則と実務上の簡便法（改訂された詳細な規準を適用指針として保持）を一体化した。
- FASBのスタッフはIASBが設けた原則に反対したが、改訂された詳細な規準と実務上の簡便法には同意した。

### スタッフ提案の要約:

- IASBのみ – PAAは、それがBBAによる負債の合理的な概算値を生み出す場合にのみ使用されるという原則
- 両審議会 – カバー期間が1年以下の契約は、PAAの適格性規準を満たすものとみなされるという実務上の簡便法
- 両審議会 – 契約開始時に以下の2つの詳細な規準のいずれかに該当する場合、保険者はPAAではなくBBAを使用すべきである：
  - 予想キャッシュ・フロー規準 – 保険事故発生前の期間において、予想正味キャッシュ・フローに重要な変動（有利不利両方を含む）が生じる可能性が高い
  - 保険料配分規準 – 各報告期間に認識されるべき保険料の金額を決定するために重要な判断が必要とされる。例えば、保険料の配分やカバー期間の長さについて重要な不確実性が存在する場合。

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面3E, 3F, 3H, 3I – 保険料配分アプローチ (PAA) – 適格性

### 審議内容及び決定事項

- 両審議会は、詳細な規準に焦点を当て、見解相違が残っている1モデルか2モデルかについては議論しないことに同意した。
- 損失発生前の期間における予想の重要な変動とは、予想保険金に重要な変動が生じる可能性が高いという契約開始時における予想とは異なる状況であることが同意された。
- 両審議会は、カバー期間12ヶ月という実務上の簡便法はPAAへのショートカットであるということに同意した。
- FASBは適格性規準が別個の会計モデルを生み出すと考えており、この考え方によればBBAによる負債の合理的な概算値とならない場合であってもPAAが使用されることになる。

### 次のステップ

- スタッフは1つ目の規準の素案を再作成する。契約開始時に安定的な予想を有するが、予想キャッシュ・フローが大きく変動する状況下では損失が差し迫っているかその可能性が高くなっているような契約を(PAAから)除外しないようにするためである。

提案	IASB の投票	FASB の投票
合理的な概算値という全体原則	全員一致で承認	6対1で反対
実務上の簡便法–12ヶ月以下	全員一致で承認	4対3で選好
FASBの詳細規準 (IASBは適用指針として含める)	全員一致で承認	4対3で選好

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面3D 保険料配分アプローチ – 許容か要求か

### 背景

- IASBは、測定モデルは1つだけであり、PAA原則と適用指針（適格性規準）の意味するところはPAAがBBAによる負債の合理的な概算値をもたらす場合にのみ使用されることであると考えている。
- FASBは、測定モデルは2つであり、適格性規準（IASBの原則なし）の意味するところは、PAAがBBAによる負債の合理的な概算値をもたらさない多くの場合でも、PAAが使用されることであると考えている。

### スタッフ提案

- A. IASBのスタッフは、適格性規準が満たされる場合、PAAの使用が許容されると提案した。
- B. FASBのスタッフは、適格性規準が満たされる場合、PAAの使用が要求されると提案した。

### 審議内容と決定事項

- IASBは、適格性規準が満たされる場合、PAAの使用を許容することに同意した。
- FASBはIASBの決定に反対し、適格性規準が満たされる場合、PAAの使用を要求することに6対1で同意した。

IASB	FASB
13対1でAを承認	6対1でBを承認

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3E & 3G 保険料配分アプローチ – 残存カバー

### 背景

- 残存カバーに係る負債を貨幣の時間価値について調整するという提案は1月に詳細に審議され、2月の会議で提案が行われた。
- FASBのスタッフとIASBのスタッフは、この論点について異なる提案をした。

### スタッフ提案の要約:

- FASBのスタッフは、割引と利息付加を行わないことを提案した。
- IASBのスタッフは、重要な財務要素が含まれる場合に割引及び利息付加を行い、収益認識の公開草案と統合的な実務上の簡便法を設けることを提案した。
- FASBのスタッフは、実務上の簡便法について代替的な提案を行った。
  - 全て又は実質的に全ての保険料が対応するカバーの1年以内に支払われる場合、重要な財務要素はない。



# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3E & 3G 保険料配分アプローチ – 残存カバー

### 審議内容及び決定事項

- スタッフは、1月の会議後、収益認識プロジェクトにおける実務上の簡便法が、カバー期間が1年を超える保険契約にはうまく機能しないという結論に達したことを説明した。
- FASBは、実務上の簡便法が、保険料が保険期間にわたって支払われる、カバー期間1年超の契約に適用されることを明確にするような文言を提案した。
- 両審議会は、収益認識プロジェクトにおける実務上の簡便法が、保険契約における決定事項とより整合的になるように変更されるかもしれないことに合意した。
- 両審議会は、重要な財務要素がある場合に利息付加を要求し、財務要素が1年以下の場合にはこの要求からの免除を認める実務上の簡便法を含めるという、IASBスタッフの提案を全員一致で承認した。

IASB	FASB
全員一致で承認	全員一致で承認

訳注：FASBは、IASBスタッフの提案を承認した。

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3E & 3G 保険料配分アプローチ – 新契約費の測定

### 背景

- 新契約費の測定についての提案は1月に詳細に審議され、2月の会議で提案が行われた。
- スタッフは、それぞれBBAと収益認識基準と整合的な、2つの代替的な提案を行った。

### スタッフ提案の要約:

新契約費の測定はBBAと整合させるべきか(1)、それとも収益認識基準と整合させるべきか(2)？

1. 新契約費は直接帰属費用（FASBは成約ベース）を含み、保険者は増分でない直接帰属費用を費用処理することが許容される。
2. 新契約費は増分コストのみを含み、保険者はカバー期間が1年以下である場合には全ての新契約費を費用処理することが許容される。

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3E & 3G 保険料配分アプローチ – 新契約費の測定

### 審議内容と決定事項

- 理事は、BBAとPAAとで異なる新契約費の測定規定を設けることを支持しなかった。
- しかしながら理事は、PAAについて収益認識の公開草案と統合的な実務上の簡便法を保険者に許容することを望んだ。これは、増分でない新契約費だけでなく、全ての新契約費を費用処理することを許容するものである。
- したがって両審議会は、スタッフ提案そのものには反対したが、暫定決定を構成するためにスタッフ提案の特定の要素を使用した。

### 両審議会がスタッフ提案を合成

PAA負債に係る新契約費の測定は、直接帰属費用を含む（FASBについては、契約成立に至った労力のみに限る）。これは、BBAにおける決定事項と統合的である。

保険者は、カバー期間が1年以下の場合、全ての新契約費を費用処理することを許容されるべきである。これは、収益認識の公開草案と統合的である。

IASB	FASB
12名の多数決	全員一致で承認

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3E & 3G 保険料配分アプローチ – 新契約費の表示

### 背景

- スタッフ提案は、BBAよりも収益認識との整合性に焦点を当てている。
- また、新契約費の表示に関する現行実務とも整合している。

### スタッフ提案の要約:

- 新契約費は、資産として認識されるべきである（残存カバーに係る負債は新契約費部分についてグロスアップされる）。

及び

- 新契約費は、残存カバーに係る負債の減少と整合的に償却されるべきである。

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3E & 3G 保険料配分アプローチ – 新契約費の表示

### 審議内容と決定事項

- 議論では、PAAとBBAとで表示方法が異なることから生じる、財務諸表利用者を混乱させるという懸念が強調された。
- 1人の理事が以下のような代替提案を行い、幅広い支持を呼んだ。

### 代替提案

- 新契約費は資産として表示するのではなく、PAAでは残存カバーに係る負債と相殺し、BBAでは残余（単一）マージンと相殺して表示するべきである。
- 両審議会は、スタッフ提案についてもこの代替提案についても投票を行わなかった。
- 代わりに両審議会は、スタッフがこの代替提案を考慮し、PAAとBBAの下での新契約費の取り扱いに関する全体的なアプローチについて分かりやすい書面を作成するべきであることに、ほぼ全員一致で合意した。
- この書面では、BBAでは新契約費を残余（単一）マージンと相殺するという上記の提案の文脈において、新契約費が契約キャッシュ・フローの一部であるという以前の決定事項を再検討するべきである。

IASB	FASB
新しい書面作成についてほぼ全員一致で承認	新しい書面作成についてほぼ全員一致で承認

訳注：FASBは、IASBスタッフの提案を承認した。

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3C 低頻度で重要度の高い事象に係る負債

### 背景

- 期待値は、報告日において利用可能あるいは予測可能な情報に基づく。
- スタッフは、特定の低頻度で重要度の高い事象のための例外規定を提案した。

### スタッフ提案の要約:

- スタッフは、以下の例外規定の範囲に関して2つの代替案を提案した。
  - a) PAAにおける不利な契約
  - b) PAAとBBAにおける全ての支払備金（期待値か不利なもの）
- 以下の全ての条件を満たす場合、後発事象と事後の情報によって報告日における見積りを更新する：
  - a) 低頻度で重要度の高い事象が差し迫っているが、まだ発生していない
  - b) 事象が発生する前は、大幅に片寄った情報に基づき見積られている及び
  - c) 損失が差し迫った時点から発生までの期間が比較的短い
- 3つ目の提案は、不利な契約の負債にのみ適用され、不利な契約負債を計上することが要求されない結果となる場合に限り、後発事象と事後の情報を考慮するというものである。

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3C 低頻度で重要度の高い事象に係る負債

### 審議内容と決定事項

- 理事は、期待値モデル及び後発事象に係る原則に対する例外を支持しなかった。
- スタッフ提案は、両審議会の全員一致で反対された。
- 両審議会は、PAAとBAAにおける全ての保険契約負債は、不利な契約の負債を含め、報告日時点で利用可能な情報に基づき認識されるべきであり、調整を要しない後発事象について更新されるべきでないと決定した。
- 両審議会は、報告日時点で見積られた支払備金に影響を与える後発事象あるいは事後の情報が調整を要しない事象である場合、IFRS及びUS GAAPの後発事象に係る原則に従って、開示のみ行うべきであることに合意した。
- スタッフは、報告日後の保険事故についての事後の情報が調整を要しないものである場合、保険契約負債の期待値を見積る際に考慮すべきではないことを明確化するために、指針の素案を再作成しなければならないだろう。

IASB	FASB
全員一致で承認	全員一致で承認

訳注：両審議会ともスタッフ提案には反対し、代替案を承認した。

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3D アンバンドリング

### 背景

- 2011年の合同会議で、IASBとFASBは以下の点を暫定的に決定した：
  - 財及びサービスは、収益認識プロジェクトにおける別個の履行義務を識別するための指針に従って、保険契約からアンバンドルされるべきである。
  - アンバンドルされた財又はサービスは、そのアンバンドルされた要素の性質に基づき関連性のある指針に従って会計処理されるべきである。
- この会議では、収益認識プロジェクトにおける提案を保険契約に適したものとするように、詳細な字句修正を検討した。
- アカウト・ドリブン契約の一部として含まれる資産管理サービスのアンバンドリングは、今後の会議で検討されるだろう。

### スタッフ提案の要約:

- スタッフは、保険契約の会計基準に含めるために、収益認識の公開草案の23項から30項の変更箇所の履歴を提供した：
  - a) 26項 (財及びサービスの一覧)、27項(集約)及び30項 (移転のパターン)と同等の規定は、保険契約についてすでに要求されているので提案されない。
  - b) 他の項は、主に保険固有の用語を反映した上で保険契約の会計基準に挿入される。



# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3D アンバンドリング

### 審議内容と決定事項

- 議論の中で、アンバンドリングしないという結論に導く相互依存についての規準は、保険にとって必須でないかもしれないとの言及があったが、これを保険にも残すべきであることが合意された(これらは29項から派生してくる)。
- 健康保険業界の少数の事例を議論した後、両審議会は、保険契約基準が、契約が非常に類似した全体的な経済効果を有するのに、結合したサービスの提供目的によってアンバンドリングの結果が異なる、というような状況を避けるべきであると述べた。
- 両審議会は、収益認識プロジェクトにおける、履行義務を区分するための、財又はサービスの「区別できる」性質について、アンバンドリングに焦点を当てた表現のみを保険契約の基準にも含めることを全員一致で合意した。
- 理事は、保険契約のアンバンドルされた構成要素についての収益、コスト及び貸借対照表数値の配分並びに不利な契約のテストのために、スタッフが詳細な手続を検討する必要があることに言及した。

IASB	FASB
全員一致で承認	全員一致で承認

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3A & 3B 不利な契約と負債

### 背景

- 2011年12月、両審議会は、不利な契約のテストの全体的な原則について合意したが、再測定とリスク調整の検討を先送りしていた。
- 両審議会はまた、1年以内に決済されると見込まれる負債の割引を要求しないという実務上の簡便法を導入することにより、不利な契約について意図せぬ結果が生じるかもしれないことを認識した。

### スタッフ提案の要約:

- IASBとFASB – 不利であると識別された契約に係る負債の再測定は、各報告期間の末日に更新されるべきである。
- IASBのみ – リスク調整は、不利な契約を識別するためのテストに含まれるべきである。
- IASBのみ – リスク調整は、不利な契約の測定に含まれるべきである。
- IASBとFASB – スタッフは、発生保険金負債の割引に関する簡便法が使用された場合におけるPAAの負債について2つの代替的な提案を行った。
  - 不利な契約の識別を割引後で行うが、測定を割引前で行う
  - 不利な契約の識別も測定も割引後で行う

# 合同会議の詳細 – 2月27日

## 書面 3A & 3B 不利な契約と負債

### 審議内容と決定事項

- 再測定とリスク調整についてのスタッフ提案は全員一致で同意された。
- 一部の理事はリスク調整を含めることによって不利な契約の数が増加することに言及したが、リスク調整は支払備金の構成要素であるため必要なものであると考えられた。
- 割引に関するスタッフ提案は双方とも反対され、ある理事から提案された3つ目の代替案が、両審議会の全員一致で合意された。

### 割引に関する代替提案

- 支払備金の測定について選択されたベースで不利な契約を識別し、測定する – したがって、支払備金を割り引かない実務上の簡便法が適用されない場合には不利な契約の識別と測定を割引後で行い、支払備金の測定に実務上の簡便法が選択された場合には識別と測定を割引前で行う。

提案	IASBの投票	FASBの投票
各報告日において再測定	全員一致で承認	全員一致で承認
リスク調整を識別と測定に含める	全員一致で承認	該当なし
支払備金の測定についての選択に従い、割引の可否を判定する	全員一致で承認	全員一致で承認

# 合同会議の詳細 – 2月28日

## 書面14B – DPFを有する金融商品、適用される基準

スタッフ提案: IASBは、保険の定義を満たさないDPFを有する金融商品を保険契約基準の範囲内に含めるべきである。

- FASBは、これらの契約は保険契約基準の範囲外とすべきであると提案する。
- EDは「*同じ保険契約、同じ資産プールの業績、又は、同じ会社、ファンド若しくはその他の事業体の純損益の業績に参加する、類似した契約上の権利を提供する保険契約が存在する*」場合にこれらの契約をIFRS4号の対象として維持することを提案した。
- EDに対するフィードバックによれば、多くの保険者が上記の規準を満たさず、この基準が緩和されることを望んでいた。
- IASBは、その適用が保険業界に限定されることを前提に、範囲を定める規準を緩めるという提案を支持した。

提案	IASBの投票
IFRS4号の範囲内	7人が賛成
IFRS4号の範囲内（保険業界に適用を限定する）	12人が賛成

# 合同会議の詳細 – 2月28日

## 書面14B – DPFを有する金融商品、適用される基準

### 詳細な議論:

- 金融商品基準の範囲内(IAS32号、IFRS9号)である場合、DPFの状況（負債か資本か）についての疑問
- 時期及び金額についての裁量性は、IAS32号による分類を困難にする
- 一部の理事は、特に金融商品であるものについて、現行よりも保険契約の基準の範囲を広げることにより乗り気でない
- 彼らは、金融商品が義務を生じさせない場合、それは保険契約基準の下での負債とすべきでないと述べた。
- 一部の理事は、（DPFを有する金融商品が）保険契約基準の範囲内だとすると、意図したものよりも（保険業界外の）多くの商品が範囲に含まれるであろうことを懸念した。
- スタッフは、英国の規制当局が、どのように有配当契約に対して利益を分配しようとしているかを開示するよう保険者に要請していることを指摘した。
- 彼らはまた、DPFを有する金融商品が保険契約基準の範囲内でなくなると、IAS32号の追加の分析と改善が必要となり、それにはより多くの時間が必要とされることに言及した。
- 「推定的債務」の論点は、再検討されなければならないだろう。

## 合同会議の詳細 – 2月28日

### 書面14C – DPFを有する金融商品、定義

スタッフ提案: DPFを有する金融商品は保険契約基準の範囲内であると仮定した場合、DPFの定義は、保険契約と同じ資産プールの業績を共有する契約に関する追加の要求事項を削除する以外は、現行IFRS4号のそれと同じであるべきである。

- この定義にIASBは反対した。
- 提案された定義は、保険会社以外の者が、その発行するDPFを有する金融商品について保険契約の基準を適用しなければならないことを意味する。
- この規準を維持し、保険業界のみに範囲を制限する。
- スタッフは新しい書面を作成することに同意した。改定提案は、受領したコメントを考慮し、金融コングロマリットへの適用について配慮したものでなければならない。

提案	IASBの投票
追加規準のない、IFRS4号と同様のDPFの定義	反対

## 次のステップ

- **2月から持ち越された論点 – IASB及びFASB**
  - 不利な契約の会計単位 – 2012年3月19日～22日 (書面は掲載済み)
  - アンバンドリング – 資産管理サービス
  - アンバンドリング – 詳細な計算の仕組み
  - 負債の測定 – 後発事象の指針
  - BBA・PAA双方における、新契約費の測定と表示
- **2月から持ち越された論点 – IASB**
  - DPFを有する投資商品の範囲規準の改定
- **2月から持ち越された論点 – FASB**
  - 単一マージンの下での不利な契約の識別と測定
  - DPFを有する投資商品の範囲の決定 – 2012年3月7日

## 次のステップと今後の日程

- 保険契約についての次回の合同会議は3月19日の週と予想される
- 2月から持ち越された論点– 前ページに掲載
- 審議未了のままのその他の論点:
  - 会計単位 – 残余 / 単一マージンの算定と解放 2012年3月19日 ~ 22日
  - 残余マージンのアンロック、単一マージンの事後測定
  - OCIの使用、金融商品会計基準
  - 包括利益計算書における保険料の表示
- 次のデュー・プロセス文書（再公開草案等）の公表は2012年第4四半期に延期
  - 次のIASBのデュー・プロセス文書の状況についての決定が待たれる
- 最終基準は2013年末までに公表されるべきである。
- 保険契約を裏付けるために保有される金融資産 – IFRS9号の分類及び測定について再審議
- 次回のIWG会議 – 昨年コミットされた2012年3月後半の会議は、まだ案内がない。



# コンタクトの詳細

**Francesco Nagari**

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+44 20 7303 8375

[fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)

Link to **Deloitte IFRS Insurance materials:**

<http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm>

Insurance Centre of Excellence:

[insurancecentreofexc@deloitte.co.uk](mailto:insurancecentreofexc@deloitte.co.uk)

